

四條畷市学校施設整備方針

令和5(2023)－17(2035)年度

令和4(2022)年9月



もくじ

第1章 基本的な考え方	1
1 背景	1
2 方針の位置づけ.....	1
3 期間	2
4 対象施設	3
第2章 学校施設の現状と課題	4
1 学校施設の現状と課題.....	4
第3章 学校施設整備の基本理念等	5
1 基本理念	5
2 めざすべき姿	5
3 学校施設整備の基本方針	6

第1章 基本的な考え方

1 背景

全国的に高度経済成長期に整備した公共施設の多くで老朽化が進行し、近い将来、一斉に更新時期を迎えようとしています。国においては、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を定め、国や地方自治体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進することを要請しています。

四條畷市（以下、「本市」という。）においても、人口急増期にあたる昭和40年代から50年代に多くの公共施設を整備してきました。現在、これらが建築後40年から50年余りを経過し、老朽化が進み、今後、大規模な修繕や建替えなどの更新時期を迎えます。本市では、平成28年12月に策定した「四條畷市公共施設等総合管理計画」に基づき、令和2年1月に「四條畷市個別施設計画【公共施設】」を策定し、公共施設における最適な施設の数や配置を実現し、将来世代により良い資産を引き継ぐための種々の事業を進めています。

学校施設においても、9校中7校が建築後40年以上経過するなど、施設の老朽化が避けては通れない課題となっており、これまでも必要に応じ校舎や屋内運動場などの対策を進めてきました。併せて、普通教室をはじめ、特別教室や屋内運動場への空調設備の設置、トイレの洋式化及び ICT 環境の整備など、社会情勢の変化に対応した環境整備を行ってきました。

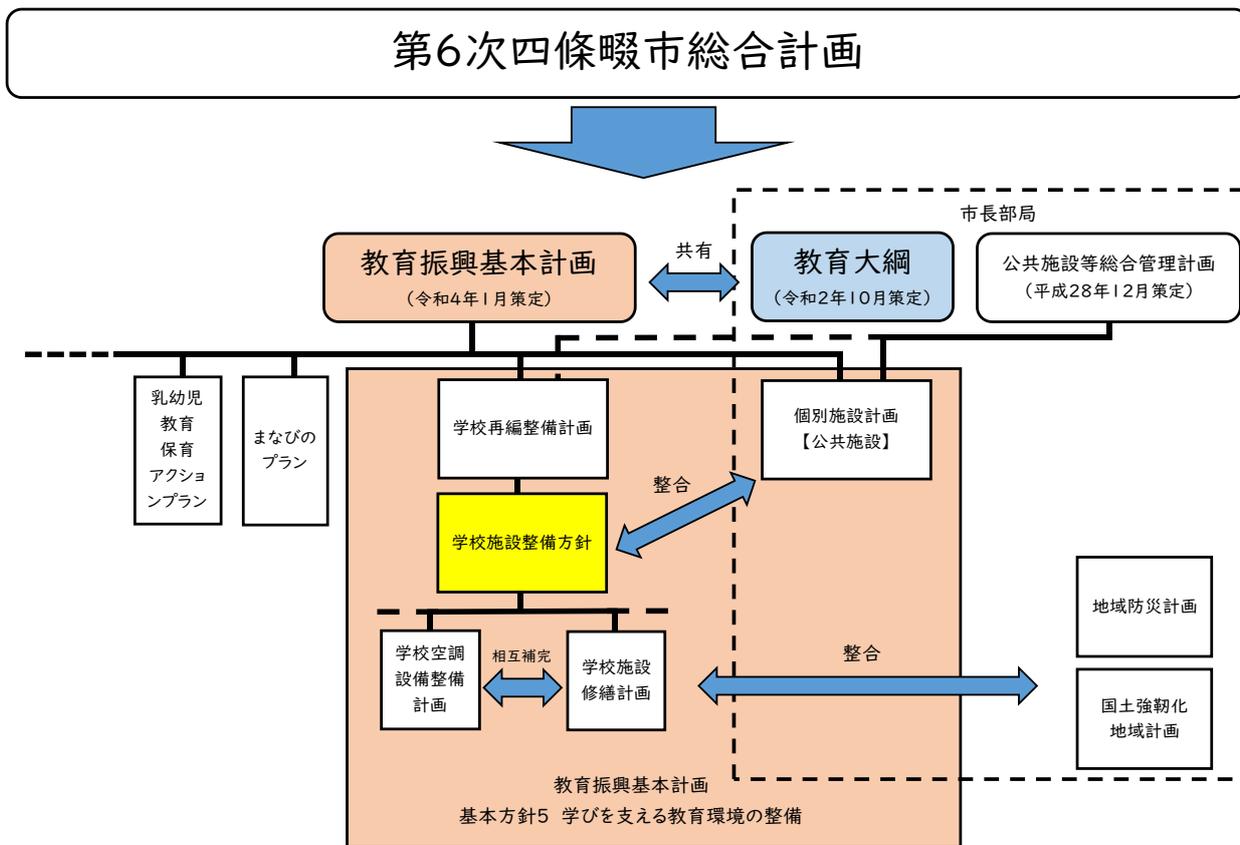
しかしながら、老朽化が著しい学校施設は、予防保全的な対応に加え、コスト縮減や財政負担の平準化も踏まえた計画的、段階的な整備が必要です。

加えて、災害時の避難所機能としての役割やバリアフリー化の推進とともに、地域の実情に応じた適正規模、適正配置の推進や多機能化の促進による持続的で魅力ある整備など、これらに対応できる学校施設の整備が求められています。

2 方針の位置づけ

本方針は、本市の教育の総合的な計画である「四條畷市教育振興基本計画」（令和4年1月策定）の基本方針5「学びを支える教育環境の整備」を実現するため策定するもの

であり、「第6次四條畷市総合計画」をはじめとする上位計画及び関連計画と整合を図るものとします。



学校施設整備方針の位置づけ

3 期間

学校施設は、数十年にわたり使用されるもので、子どもたちの学習及び生活の場として、また、教職員の働く場として、健康的かつ安全で豊かな環境の確保はもとより、高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な環境の整備が重要であるため、長期的かつ段階的に取組みを進める必要があります。このため、方針の期間については、上位計画である四條畷市教育振興基本計画を踏まえ、令和5(2023)年度から令和17(2035)年度までの13年間とします。

ただし、国が定める学校施設整備指針の改訂等に合わせて、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 対象施設

本方針の主な対象施設は、市立小中学校の校舎、屋内運動場、プール及びこれらに付随する各種設備等とします。

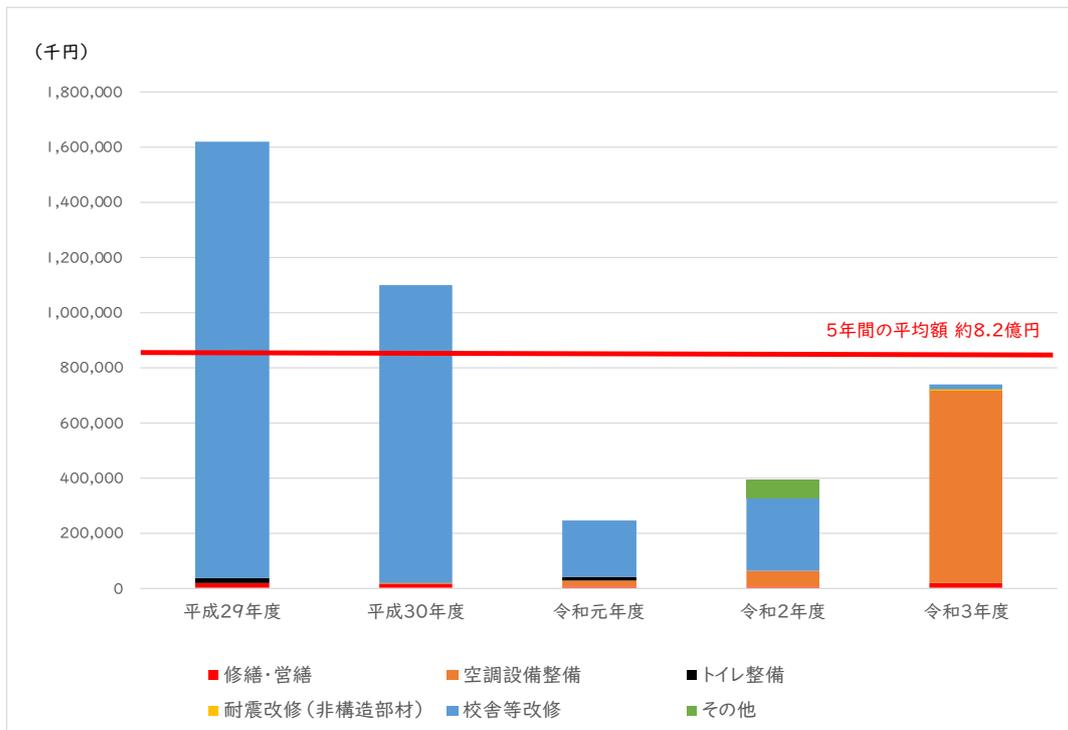
第2章 学校施設の現状と課題

1 学校施設の現状と課題

本市では、小学校6校、中学校3校の合わせて9校の学校施設を管理しています。学校施設の多くは人口急増期である昭和40年代から50年代に整備しており、現在、施設の老朽化が顕著に現れています。最近では、水道管の亀裂による漏水、雨漏り、消防設備や放送設備等の各種設備の老朽化など、学校運営に直結する事象が生じており、都度、必要に応じ、緊急性や経済性などの優先順位を考慮し、対応を行ってきました。

また、昨今の猛暑等の気象状況に鑑みた校舎や屋内運動場への空調設備の設置、非構造部材の耐震化、トイレの洋式化及び大容量ネットワークの整備など、社会情勢の変化に対応した環境整備も進めてきました。

今後は、本市の財政状況を踏まえつつ、老朽化した施設の対策を計画的かつ段階的に行うとともに、学習指導要領への対応、ICT を活用できる施設整備、教職員の働く場としての機能向上、インクルーシブ教育の観点によるバリアフリー化の推進、災害時における避難所機能の向上など、様々な状況に対応できる施設整備が求められます。



参考：学校施設関連経費の推移

第3章 学校施設整備の基本理念等

1 基本理念

子どもと地域の「学び」をつなぐ 安全で魅力的な学校施設づくり

2 めざすべき姿

施設の老朽化が著しく進行していることに加え、近年の自然災害の頻発や感染症の世界的流行を踏まえ、主として学校を使用する児童生徒や教職員等の安心安全を最優先とした施設の整備をめざします。また、「四條畷市教育振興基本計画」に示す「すべての人々が個性や創造性を発揮し、夢や可能性に挑戦しながら、協働し、学び続けることができる環境」の実現に向けて、めざすべき姿を以下に示します。

(1) 安心安全かつ快適な学校施設の整備

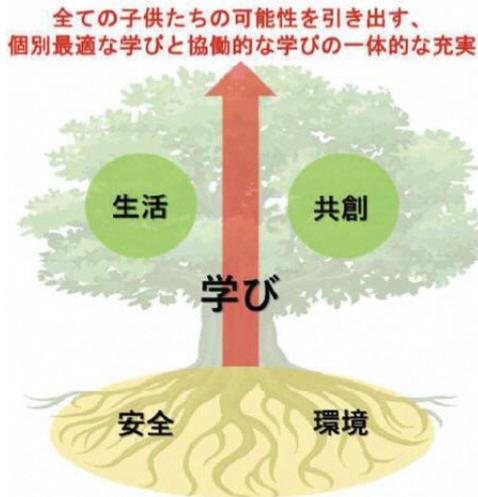
学校は、児童生徒及び教職員の学習や生活の場であるため、安心して学校生活を過ごすことができるよう、老朽化が進んだ施設の改修に加え、新しい生活様式を踏まえた安全性に配慮した施設整備を進めます。また、換気、室温、音等の影響に配慮した良好な環境の確保を図るとともに、すべての利用者が安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインの採用やバリアフリー対策を進めます。併せて、高効率照明の導入などの省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用を積極的に進め、持続可能な教育環境を実現します。

(2) 個別最適な学びと協働的な学びを実現する学習環境の確保

学習指導要領の改訂や急速な ICT 化等、教育の内容や方法等の変化に対応して多様な学習内容・学習形態に活用できる機能的な学習環境を確保し、将来的な学校教育の進展等に未来思考で対応します。

(3) 災害時の避難所機能と地域コミュニティの核としての共創空間の創出

学校は、児童生徒や教職員のみならず、地域にとっても身近な公共施設であることから、災害時における避難場所としての役割を踏まえた施設整備に加え、就学前施設等との連携や地域の人たちとの活動・交流拠点としての共創空間の創出を進めます。



イメージ図

新しい時代の学び舎としての創意工夫により特色・魅力を発揮するものとして、その中心となる「幹」に『学び』を据え、その学びを豊かにしていく「枝」として『生活』『共創』の空間を実現する。

また、新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進していく「根」として『安全』『環境』の確保を実現する。

(「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告(出典:文部科学省))

3 学校施設整備の基本方針

(1) 土台としての着実な整備

①老朽化対策

本市の学校施設の多くは建築後 40 年以上が経過しており、耐用年数が短い給水設備や電気設備などの各種設備の不具合に加え、雨漏り等による建築物の躯体の劣化も進んでいます。児童生徒及び教職員の安心安全に影響するものや学校運営に支障を来す緊急的な事案については、優先的かつ速やかに対応します。

②予防保全への転換

学校施設を長期間にわたり使用するためには、適切な維持管理を行うことが重要です。予防保全への転換により、学校施設の安心安全な使用はもとより、修繕費用の削減、中長期的なコスト縮減及び財政負担の平準化に繋がることから、今後はこれまでの事後的な対応から、可能な限り予防保全的な対応へと転換していきます。

③長寿命化の推進

学校施設の改修等を行う際は、財政負担の平準化や中長期的なコスト縮減の視点から、長寿命化による手法を含め検討します。

④バリアフリー化の推進

障がいのある児童生徒や教職員が安全かつ円滑に学校生活を送ることができ、障がいの有無にかかわらず共に学ぶことができるよう、障がいの状態や特性、ニーズに応じた施設整備を図ります。また、災害時の避難所機能を有し、地域コミュニティの核となること等、高齢者、障がい者を含む多様な地域住民が利用することを踏まえ、共に集う場所としての施設整備を進めます。

(2) 創意工夫による特色・魅力づくり

⑤教育環境の変化への対応

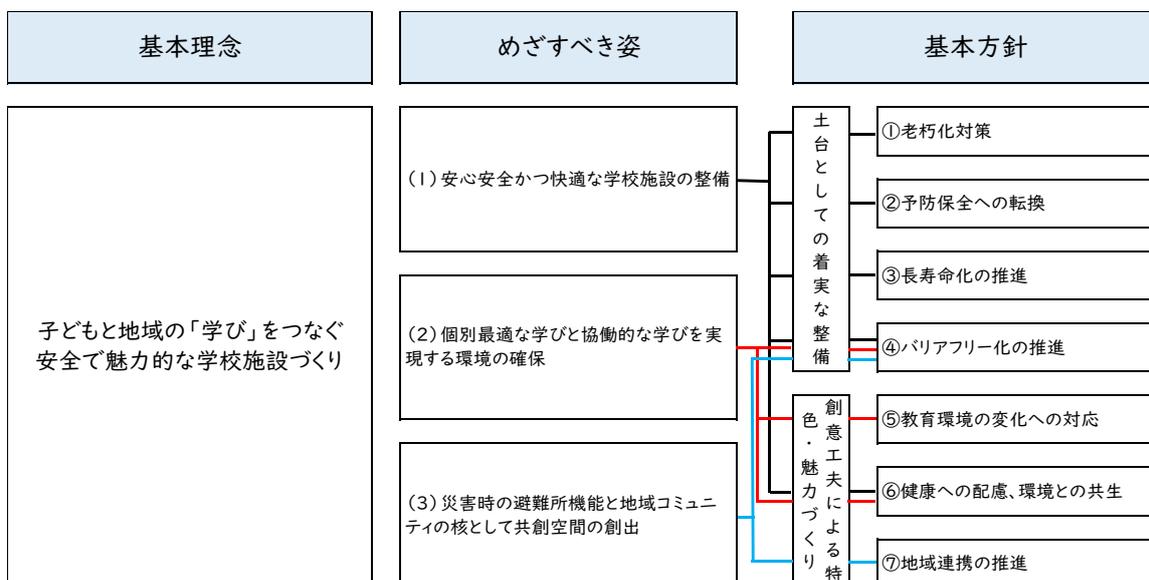
学習指導要領の改訂や急速な ICT 環境の整備等、学校教育を取り巻く環境は常に変化しています。学校施設全体を学びの場として利用するという発想のもと、児童生徒の主体的な活動を喚起し、求められる学び・活動の変化に柔軟に対応できる空間の実現を図ります。

⑥健康への配慮、環境との共生

昨今の記録的猛暑や感染症の世界的大流行等を踏まえ、児童生徒の健康に配慮し、校内の快適性を確保するため、日照、採光、通風、換気、室温、音の影響等に配慮します。また、学校施設の改修等を行う際は、省エネルギー化や太陽光発電設備の導入による ZEB の推進、木材利用の推進等により、持続可能な教育環境を実現します。

⑦地域連携の推進

学校施設は、学校、家庭、地域の連携・協働に基づく生涯学習の場であるとともに、災害時等の避難所機能であることを踏まえ、共創的な施設整備に努めます。



方針の全体像